

議案第60号

二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、同法の引用条文の条項に整合を図る必要が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(議案第60号) 二宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>